

令和4年度

監 査 報 告 書

綾部市監査委員

目 次

監査報告（第1号）	定期監査		1
監査報告（第2号）	随時監査		8
監査報告（第3号）	行政監査		10
監査報告（第4号）	財政援助団体等監査		12

監査報告（第 1 号）

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

予算事項別事務事業の中から、前年度及び当年度における監査対象事項を選定し監査を実施した。なお、選定した監査対象事項は次のとおりである。

区分	対象部課（局）		対象事項
第 1 回	定住交流部	定住・地域政策課	移住立国プロジェクト事業費（コロナ対策分含む。）
			特定地域づくり事業協同組合事業費
		観光交流課	都市交流拠点施設運営事業費
			綾部夢ライト事業費
		文化・スポーツ振興課	文化振興事業費（経常経費、優良建築物活用事業費、市美術展・アートフェスタ、市民合唱祭）
			社会体育諸事業費（府民総合体育大会、市民駅伝競走大会）
	建設部	監理課	登記事務費
			土木総務一般事務費（工事等監理事務費）
		建設課	除雪対策費
			除雪機械設置補助事業費
			緊急浚渫事業費
		都市計画課	地籍調査事業費
			公園管理費
			彫刻管理費
		建築課	住宅維持管理費（一戸建住宅）
			空家等対策費
	議会事務局	議会運営費	
		市議会会議録検索システム導入事業費	
第 2 回	市長公室	秘書広報課	あやべ特別市民制度事業費（制度拡充含む。）
			広報事務費（情報発信拡充事業費、旧資料データ化事業費含む。）

		職員課	会計年度任用職員経費
			職員研修費（京都府派遣、コロナ対策含む。）
		防災・危機管理課	災害対策費
			原子力防災対策費
	企画総務部	企画政策課	企画調整事務費
			みんなでコロナをのりこえよう補助金、みんなであやべを盛りあげよう補助金
		総務課	庁用車管理費
			西部地区期日前投票所設置事業費
		行政デジタル推進課	庁内情報化推進費（社会保障・税番号制度対応事業、コンビニ対応高速プリンタ更新事業）
			庁内情報化強化事業費
		財政課	財政管理一般事務費
		税務課	税務総務一般事務費
			賦課徴収費（経常経費）
	消防本部	管理課	救急業務費
			消防施設維持管理費
第3回	市民環境部	市民・国保課	証明書コンビニ交付システム導入事業費
			コンビニ交付事務費
			特定健康審査等事業費（国民健康保険特別会計）
		市民協働課	自治会活動活性化推進費
			ボランティア活動推進事業費
		人権推進課	男女共同参画センター管理運営費
			共同集会所等管理運営費（宮代コミュニティセンター管理費）
		環境企画課	地域緑化推進事業費補助金
			ゼロカーボンシティ推進事業費
		環境保全課	環境対策事業費
			粗大ごみ収集事業費
	農林商工部	商工労政課	市民ホール管理運営費
			ものづくり企業特別応援補助金
		農政課	農業施設管理運営費
			綾部ふれあい牧場魅力再発見事業費
			農地中間管理機構関連農地整備事業費
		林政課	林道維持管理費
			森林適正整備推進事業費
	教育部	学校教育課	学校施設維持管理費（小学校費）
			教育教材・活動費（中学校費）

		社会教育課	地域未来塾事業費	
			中央公民館費	
第 4 回	福祉保健部	社会福祉課	社会福祉協議会補助金	
			生活困窮者自立支援事業費	
		こども支援課	病児保育事業費	
			病児保育施設整備事業費	
			物部保育園運営費	
		障害者支援課	福祉団体事業費補助金	
			障害者更生援護費	
		高齢者支援課	ふれあいの家管理運営費	
			認知症初期集中支援事業費（介護保険特別会計）	
			初期認知症カフェ事業費（介護保険特別会計）	
		保健推進課	乳幼児健康診査事業費	
			病院事業会計（令和４年度中間決算報告分）	
		会計課		会計管理一般事務費
		上下水道部	上水道課	上水道事業会計（令和４年度中間決算報告分）
下水道課	合併処理浄化槽設置費等補助金			
	下水道事業会計（令和４年度中間決算報告分）			
監査委員事務局		監査委員一般事務費		
3 6 課（局）			7 4 事項	

4 監査の実施期間

区 分	実施期間
第1回	令和4年10月11日～令和4年11月28日
第2回	令和4年11月9日～令和5年1月20日
第3回	令和4年11月16日～令和5年1月20日
第4回	令和5年1月5日～令和5年2月15日

5 監査の方法

監査対象事項に係る関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行った。

6 監査の項目

- （1）収入事務について
- （2）支出事務について
- （3）補助金等交付事務について
- （4）入札・契約事務について
- （5）財産管理事務について
- （6）経営に係る事業の管理について（公営企業会計）

7 監査の結果

財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、次の事項及び表の指摘事項については、所属長に対して改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

(1) 補助金等交付事務

補助金の目的を確実に達成するためには、交付基準や対象を明確にする必要があるが、団体事業補助金等交付規則のみを根拠として、支出基準や交付対象が不明確なものがある。また、提出書類の記載が適正でないもの、精査されていないもの等も散見される。

必要に応じて要綱・実施要領等を整備し、公金で補助をすべき根拠を明確にするとともに、補助事業の実施状況の確認や補助団体の指導に十分な注意を払われたい。

(2) 入札・契約事務

予定価格決定調書の作成に不備のあるものや、契約書条文の誤り、契約内容にそぐわない条文、また、仕様書等添付書類の内容の誤りや欠落等が散見される。事業の実施や支払業務に支障をきたす恐れもあるため、正確な内容で契約を行うよう十分な注意を払われたい。

指摘事項	措置状況
(移住立国プロジェクト事業費) 単価契約書について、条文中の業務内容の記載に誤りがあった。契約書の作成に当たっては、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(定住・地域政策課) 他の契約書を基に契約書案を作成し修正漏れが生じたもので、起案者はもとより決裁過程において内容を十分確認し、改めてチェック体制を強化し適正な事務処理に努めていくことを確認しました。
(特定地域づくり事業協同組合事業費) 団体事業補助金に係る交付申請書及び実績報告書の「事業の概要」の記載内容に不備がある。また、収支予算書及び収支計算書の会計区分が提出書類ごとに異なっている。提出書類については、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(定住・地域政策課) 決裁過程において内容を十分確認し、改めてチェック体制を強化し適正な事務処理に努めていくことを確認しました。
(文化振興事業費) 市美術展審査員の出張依頼書について、決裁がされておらず、旅費の内訳が記載されていない。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(文化・スポーツ振興課) 指摘事項については、課内で課題を共有し、チェックの徹底を確認しました。今後、内容を十分に確認し、適正に事務を処理するよう注意します。

(空家等対策費) 契約書に、「仕様書」と「別記個人情報取扱特記事項」が綴じ込まれていなかった。契約書の作成に当たっては、十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(建築課) 契約事務に当たっては、事務処理マニュアル等について再認識し、内容を十分確認の上、適正な事務処理の徹底を図ります。
(市議会会議録検索システム導入事業費) 賃貸借契約書について、条文中の業務内容の記載に誤りがあった。契約書の作成に当たっては、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(議会事務局) 今後、契約書を作成する際は契約担当課の通知を確認しつつ、それぞれの業務に適した契約書の作成に努めるとともに、決裁を行う中で改めて内容を十分確認するよう努めます。
(災害対策費) ア 支払調書について、適正な事務処理、保管がされていない。書類は厳重に取り扱うよう徹底されたい。 イ 委託契約書について、仕様書の内容に不備がある。契約書の作成に当たっては、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。 ウ 事業に係る補助金交付要綱に規定されている補助金交付（不交付）決定通知書の文言の一部が欠落している。速やかに改正されたい。	(防災・危機管理課) ア 書類は厳重に取り扱うよう、課内会議で徹底しました。 イ 今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理の徹底を図ります。 ウ 総務課と調整し、文言を修正しました。
(庁用車管理費) 資金前渡金の精算に係る証拠書類が保管されていないものがある。今後は適正な書類整備に努められたい。	(総務課) 証拠書類については、財務会計処理をした後に処理伝票を打ち出してその裏面に添付するなどしているが、起案者のみならず担当内において複数人での確認と統一した保管場所への保管の徹底に努めます。
(男女共同参画センター管理運営費) 補助金に係る交付決定の決裁において、綾部市会計規則第20条協議がされていない。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(人権推進課) 事務処理について、再度決裁ルート等について確認し、誤りのない適正な事務処理を行うよう担当内で確認を行いました。今後は、起案時、決裁時ともに再確認し、適切な事務処理に努めます。
(市民ホール管理運営費) 予定価格決定調書の作成日が見積書の発行日以前の日付となっている。今後は、適正な入札・契約事務に努められたい。	(商工労政課) 今後は、起案から決裁過程において内容を十分確認し、適正に入札・契約事務を行うよう注意します。

(農業施設管理運営費) 請求書について保管されていないものがある。今後は適正な書類整備に努められたい。	(農政課) 支払いの関係書類については、支払い決裁終了後に費目・事業別にファイルに綴じ込んで整理しておりますが、今後は紛失等がないよう、確実な保管に努めてまいります。
(農地中間管理機構関連農地整備事業費) ア 報償費の支払いに係る書類が保管されていなかった。書類は厳重に取り扱うよう徹底されたい。 イ 委託契約書について、仕様書が綴じ込まれていなかった。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(農政課) 書類については、厳重に取り扱うとともに、今後は確実な保管に努めてまいります。また、契約書については、内容を十分確認するとともに、複数の職員でチェックを徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。
(学校施設維持管理費（小学校費）) ア 契約書について、条文抹消箇所が適切でないもの、抹消箇所の訂正印漏れがあるもの、また、添付の仕様書に不備があるものがあつた。今後は、適正な事務処理に努められたい。 イ 契約依頼書が契約日以降に発行されているものがあつた。今後は、適正な契約事務に努められたい。 ウ 予定価格決定調書の作成日が見積書の発行日以前の日付となっている。今後は、適正な入札・契約事務に努められたい。 エ 改修工事に係る見積書について、見積書提出依頼日以前に提出された見積書があつた。今後は、公正かつ適正な入札・契約事務に努められたい。	(学校教育課) 契約事務に当たっては、事務処理マニュアル等について再認識し、内容を十分確認の上、適正な事務処理の徹底を図ります。また、課内で指摘事項・課題を共有し、チェック体制を強化します。
(教育教材・活動費（中学校費）) 入札年月日を過ぎた見積書で見積り合わせが行われている。今後は、公正かつ適正な入札・契約事務に努められたい。	(学校教育課) 見積書の受取時に慎重に確認し、適正な入札・契約事務に努めます。
(社会福祉協議会補助金) 条例に規定のある提出書類の一部が提出されていない。速やかに提出を求めるとともに、今後は、提出書類について適正に受理されたい。	(社会福祉課) 綾部市社会福祉協議会に提出を求め受理しました。今後は、提出書類について適正に受理するよう努めます。

(障害者更生援護費) ア 契約書に記載の消費税額に誤りがあった。速やかに訂正されるとともに適正な契約事務に努められたい。 イ 委託料の支払いについて、契約書と異なる支払いがされていた。実態に合うよう契約書の内容を見直し、適正な会計処理に努められたい。	(障害者支援課) 契約書について、正しい消費税額に改め、利用者負担額を委託料から控除する旨を記載して訂正しました。今後締結する契約については、内容等複数の職員で十分確認を行い、誤りのないものとなるよう、適正な事務処理に努めます。
--	--

その他、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対し口頭により指導を行った。

今後ともチェック機能の強化、マニュアルの徹底や研修の充実を図るなど、市民に信頼される適正な財務事務の執行に努められたい。

監査報告（第2号）

1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市が発注する工事に関し、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に執行されているか、また、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

第1回は令和4年3月31日までに完成した工事から2件、第2回は令和5年1月上旬までに完成した工事の中から2件、計4件を選定し監査を実施した。

対象工事は次のとおりである。

（1）市道味方平線改良工事

契 約 概 要		工 事 概 要
工 事 名	市道味方平線改良工事	延長 34.0m 幅員 4.0m
受 注 者	鈴木建設株式会社	法枠工 RTフレーム工法 164m
契約方法	条件付一般競争入札	重力式擁壁工 395 m ³
請負金額	47,219,700 円（税込）	仮設防護柵工 24m
工 期	令和3年6月29日～令和4年1月14日	

（2）天文館大規模改修工事

契 約 概 要		工 事 概 要	
工 事 名	天文館大規模改修工事	外壁改修	改修面積 716 m ²
受 注 者	上田工業株式会社	屋上テラス等改修	改修面積 455 m ²
契約方法	公募型指名競争入札	外構整備改修	改修面積 446 m ²
請負金額	51,696,700 円（税込）		
工 期	令和3年8月12日～令和4年3月29日		

（3）以久田ポンプ室擁壁改修工事

契 約 概 要		工 事 概 要
工 事 名	以久田ポンプ室擁壁改修工事	擁壁工 L=17m
受 注 者	源和住工株式会社	防護柵工 L=19m
契約方法	条件付一般競争入札	場内舗装工 A=63 m ²
請負金額	9,213,600 円（税込）	配水管布設工 DCIP(K) φ100 L=13m
工 期	令和4年8月9日～令和4年11月26日	仮設配水管工 一式

(4) I・Tビルトイレ改修工事

契 約 概 要		工 事 概 要
工 事 名	I・Tビルトイレ改修工事	和式便器を洋式便器化 9 台 普通便座を洗浄便座化 13 台 便座クリーナー用ディスペンサー設置 22 台 多目的トイレ扉改修 1 か所
受 注 者	株式会社 桑井商店	
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	9,240,000 円 (税込)	
工 期	令和4年8月25日～令和4年12月22日	

4 監査の実施期間

区 分	実施期間
第 1 回	令和 4 年 5 月 2 日 ～ 令和 4 年 6 月 9 日
第 2 回	令和 5 年 2 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 2 7 日

5 監査の方法

対象工事に係る関係書類一式の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行い、併せて現地確認を行った。

6 監査の項目

- (1) 入札・契約事務について
- (2) 工事施工（工程管理及び品質管理）状況について
- (3) 提出書類の整備について

7 監査の結果

書類監査及び現地確認において、おおむね適正に執行されていると認めた。

ただし、次の事項については、所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

指摘事項	措置状況
(市道味方平線改良工事) 第 1 回工事変更伺について、綾部市決裁規程に基づく決裁がされていない。今後は、規程を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(建設課) 今後は、決裁規程に基づく決裁となっているか確認を行い、違う場合はその時点で確認を行うなど適正な事務処理に努めます。

その他、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対し口頭により指導を行った。

今後ともさらに、チェック機能の強化、マニュアルの徹底、研修の充実を図るなど、市民に信頼される適正な事務の執行に努められたい。

監査報告（第3号）

1 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市の事務の執行及び管理が、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

（1）監査テーマ 基金の管理及び運用状況について

（2）対象基金 27基金

（3）対象課 基金所管課（19課）

基金名	条例名	所管課
財政調整基金	綾部市財政調整基金の設置及び管理に関する条例	財政課
減債基金	綾部市減債基金設置及び管理条例	財政課
地域振興基金	綾部市地域振興基金条例	財政課
庁舎建設等準備基金	綾部市庁舎建設等準備基金条例	総務課
世界連邦推進事業基金	綾部市世界連邦推進事業基金条例	企画政策課
電源立地地域対策基金	綾部市電源立地地域対策基金条例	財政課
水源の里基金	綾部市水源の里条例	定住・地域政策課
永井産業振興基金	綾部市永井産業振興基金条例	商工労政課
まち・ひと・しごと創生基金	綾部市まち・ひと・しごと創生基金条例	企画政策課
交通安全対策基金	綾部市交通安全対策基金条例	市民協働課
社会福祉事業基金	綾部市社会福祉事業基金条例	社会福祉課
子育て基金	綾部市子育て基金条例	こども支援課
保健事業基金	綾部市保健事業基金条例	保健推進課
環境基金	綾部市環境基金条例	環境保全課
中山間地域保全基金	綾部市中山間地域保全基金設置条例	農政課
豊かな森を育てる基金	綾部市豊かな森を育てる基金条例	林政課
森林環境譲与税基金	綾部市森林環境譲与税基金条例	林政課
開発関連施設整備基金	綾部市開発関連施設整備基金設置及び管理条例	都市計画課
住宅新築資金等貸付事業基金	綾部市住宅新築資金等貸付事業基金条例	人権推進課
教育振興基金	綾部市教育振興基金条例	学校教育課
文化振興基金	綾部市文化振興基金条例	社会教育課
スポーツ振興基金	綾部市スポーツ振興基金条例	文化・スポーツ振興課
農林業者労働災害共済事業基金	綾部市農林業者労働災害共済条例	農政課
国民健康保険準備基金	綾部市国民健康保険条例	市民・国保課
介護給付費準備基金	綾部市介護給付費準備基金条例	高齢者支援課
市営駐車場整備基金	綾部市営駐車場整備基金条例	都市計画課
都市計画事業基金	綾部市都市計画事業基金設置及び管理条例	（所管課不明）

4 監査の実施期間

令和4年10月7日から令和4年11月16日まで

5 監査の方法

基金についての事前調査票による調査を実施の上、基金所管課から関係書類の提出を求めて書類監査を実施するとともに、財政課長に対し聴取を行った。

6 監査の着眼点

- (1) 基金の目的が明瞭で、管理及び運用に係る方針を定めているか。
- (2) 基金に関する事務の分掌は明確か。
- (3) 設置目的に従って適切に運用されているか。
- (4) 資金運用は計画的に行われているか。
- (5) 収入及び支出の記録は適正に行われているか。

7 監査の結果

(1) 基金の管理状況

27基金のうち26基金については、条例の設置目的に従って基金所管課により管理が行われている。しかし、都市計画事業基金については、条例は制定されているものの現在は基金の運用はなく、所管課が不明の状況となっている。今後の運用の可能性等も踏まえ、所管課を明確にされたい。

また、基金管理台帳（管理簿）の整備については、19課のうち16課が作成しているが、任意の様式のため統一性がなく、基金の状況が把握しにくいものがある。今後、より適正な基金管理を行うため、台帳様式の統一及び整備について検討されたい。

(2) 基金の運用状況

資金運用は、各基金条例の規定により、最も確実かつ有利な方法により行うこととなっており、主に大口定期預金及び有価証券により運用を行っている。また、大口定期預金は複数の市内金融機関に分散して運用している。

令和3年度は、26基金において利子積立や寄附金等の積み立てが行われており、14基金において事業充当等による取り崩しが行われている。また、直近3年間利子積立以外の運用がないものが4基金（庁舎建設等準備基金、交通安全対策基金、中山間地域保全基金、住宅新築資金等貸付事業基金）、廃止が決定（予定含む）しているものは2基金（豊かな森を育てる基金、永井産業振興基金）となっている。

財務事務については、おおむね適正に行われている。しかし、積立額の決定や処分の内容の決定に係る事務手続きについては、その経過が確認できないものが散見される。貴重な財産である基金の管理運用をより適正に行うため、基金の事務取扱いについて、庁内で統一的な規定の整備を検討されたい。

監査報告（第４号）

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市が財政的な援助等を行っている団体に対し、公金がその目的を達成するために、適正で合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

- （１）対象の団体 社会福祉法人 綾部市社会福祉協議会
- （２）団体の種類 補助金交付団体、指定管理者
- （３）公金の種類 補助金（社会福祉協議会補助金）、指定管理料（綾部市福祉ホール）
- （４）所 管 課 社会福祉課

4 監査の実施期間

令和５年２月１日から令和５年３月２７日まで

5 監査の方法

事業計画書、予算書、決算諸表及び関係諸帳簿等と、補助金交付並びに指定管理に係る一連の書類の提出を求めて書類監査を実施するとともに、対象団体の職員、所管課の課長に対し聴取を行った。

6 監査の着眼点

（１）補助金

ア 補助金交付団体

- （ア）団体の諸帳簿と、市へ提出した補助金交付に係る書類は符合するか。
- （イ）交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- （ウ）事業は計画及び交付条件に従い実施され十分効果が上げられているか。
- （エ）補助金が補助対象事業以外に流用されてないか。
- （オ）補助金に係る収支の会計経理は適正か。

イ 所管課

- （ア）補助金の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- （イ）補助金の決定は法令等に適合しているか。
- （ウ）補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- （エ）補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- （オ）団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 指定管理料

ア 指定管理者

- (ア) 施設は善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (ウ) 法定点検が必要な施設、設備等は適切に点検が行われているか。
- (エ) 利用料金の収納は適正に行われているか。
- (オ) 管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

イ 所管課

- (ア) 指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (ウ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (エ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (オ) 事業報告書の点検は適切になされているか。

7 団体の概要

綾部市社会福祉協議会は、昭和27年9月に設立され、令和4年に創立70周年を迎えた。地域の福祉を支え、地域での生活を支える指針として、綾部市地域福祉活動計画を定め、『つながりあうまち「あやべ」の実現』を目標に、生活介護支援や成年後見制度などの総合相談体制の整備、災害ボランティアセンターの組織整備、生活困窮者に対する相談支援や生活支援体制の充実など、積極的に事業展開し、関係団体と連携しながら多様化する福祉施策の推進に取り組まれている。

8 公金の概要

(1) 社会福祉協議会補助金

第4次地域福祉活動計画及び社会福祉協議会基盤強化計画に基づく福祉推進事業及び運営経費に対して、社会福祉法人の助成に関する条例及び綾部市団体事業補助金等交付規則に基づき補助金を交付するもので、令和3年度は24,345,000円を交付している。また、令和4年度は24,345,000円を交付決定している。

(2) 綾部市福祉ホール指定管理料

高齢者及び障害者等の福祉の向上を図るとともに、社会福祉関係団体の利便に供するために設置された綾部市福祉ホールについて、指定管理者制度により施設の管理業務を委託しているもので、令和3年度の指定管理料は2,242,776円となっている。また、令和4年度の指定管理料は令和4年4月1日付けの年度協定で2,460,000円となっている。なお、原油価格・物価高騰の影響に係る電気代補てんのため、令和5年3月24日付けの変更年度協定で4,027円を増額している。

9 監査の結果

(1) 社会福祉法人 綾部市社会福祉協議会

補助金は目的に沿い、適正に執行されていると認めた。また、施設は適正に管理されており、指定管理料についても適正に執行されていると認めた。

今後も、各関係機関等と連絡調整を図り福祉施策の推進に精力的に取り組まれることを期待する。

(2) 社会福祉課

所管課における事務の執行については、次の事項について所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

指摘事項	措置状況
(福祉ホール管理運営費) ア 行政財産使用許可の期間について、綾部市会計規則第187条第1項の規定に則していないものとなっている。今後は、適正な事務処理に努められたい。 イ 指定管理に係る基本協定書について、実態と一致しない条文がある。また、年度協定書の仕様書について、不要な記載がある。いずれも速やかに修正されたい。	(社会福祉課) 令和5年度から綾部市会計規則に準じ、1年以内の期間において使用の許可をします。 基本協定書第25条(利用料金の決定)について、変更契約により抹消しました。年度協定書の仕様書における「下水道使用料」の記載についても同様に削除しました。

その他、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤りについては、所管課長に対し口頭により指導を行った。

今後も、補助金の目的を達成するため適正な交付事務に努められるとともに、施設管理の的確な指導を行われたい。